

## 令和8年度事業計画

### 第1 事業計画

特産農産物は、急速な国際化の進展、需給構造の変化、農業構造の変化等により厳しい状況におかれているものの、地域経済・農業において重要な地位を占めており、地域の風土に根ざした産地形成は特産農産物の需給の安定のみならず農村地域の振興や伝統的な食文化等の維持・継承にとっても重要な課題となっている。

また、国民の食生活に不可欠な食料である大豆については、持続的な国産志向や生産者、加工業者を巡る状況の変化に対応した良質な国産大豆の供給、取引の安定確保が急務となっている。

さらに、近年、新たな国際環境に対応して農産物の生産・流通・加工にわたる構造改革や生産資材価格の引下げ等により国内農業の体質を強化し、農業競争力強化と成長産業化を図ることが喫緊の課題となっている。

このような状況の中、日本特産農産物協会は、公益財団法人として、令和3年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」に沿った持続的な食料システムの構築や食料安全保障対策の強化等を含めた国の関係施策を踏まえつつ、上記の課題に適切に対応するため、所管の公益目的事業の適正、円滑な実施を図る。具体的には、令和8年度は、①特産農産物の需給の安定、産地育成等を図るため、卓越技能人材の認定・登録と現地派遣による技術指導、セミナー等の開催、生産・流通情報の収集・提供等の事業を継続実施する。②国産大豆の需要の拡大を図るため、播種前入札取引及び収穫後入札取引の二本立ての市場を開設・運営する。このうち播種前入札取引については、昨年度と同様4月実施に加え、試行として5月にも実施する。このほか、情報の収集・提供のための事業を引き続き実施する。③平成27年度～令和7年度の補正予算事業である産地生産基盤パワーアップ事業については基金管理団体として基金の安全管理を図るとともに、事業の公正、適正かつ効率的な実施を図る。

### 第2 会議等の開催

- 1 評議員会及び理事会
- 2 地域特産物マイスター候補の審査会・認定証交付式
- 3 地域特産物マイスターの集い及び情報・意見交換会
- 4 地域特産物に関するセミナー
- 5 大豆入札取引委員会
- 6 取引監視委員会
- 7 産地生産基盤パワーアップ事業の適切な事業運営に係る有識者委員会

### 第3 特産農産物の需給の安定と伝統的な食文化等の維持・継承のための事業

#### (1) 地域特産作物体制強化促進事業

地域特産物マイスターの新規認定及びマイスター等の現地派遣による技術指導並びに相互交流・情報発信等、制度の円滑な運営を図るとともに、地域特産物に関する研究会（特産農作物セミナー）を開催する。また、薬用作物（生薬）、薬用人参、和

紙原料作物を含む地域特産作物について、行政・関係団体等の協力を得て産地別の栽培面積、生産量、生産流通動向等を収集・整理し、関係者に提供する。

(2) 豆類に関する調査事業

公益財団法人日本豆類協会から委託を受けて、内外の雑豆を中心とする豆類の生産・流通・消費等に関する調査、試験研究関係資料の収集、関係団体の活動状況等に関する情報の収集等を行い、「豆類時報」を編集する。

第4 国産大豆の需要の拡大を図るための価格形成市場の開設・運営及び情報の収集・提供事業

(1) 大豆価格形成安定化事業

国産大豆の入札取引の実施主体として、令和8年産大豆を対象とする播種前入札取引と令和7年産及び令和8年産大豆を対象とする収穫後入札取引に係る市場を開設・運営するとともに、入札取引の透明化・適正化を図るため、次の事業を実施する。

- ① 大豆入札取引委員会の開催
- ② 取引監視委員会の開催
- ③ 入札の実施
- ④ 入札結果の公表
- ⑤ 指標価格の作成・提供
- ⑥ 入札取引を円滑に実施するための情報の提供

(2) 国産大豆の需給・品質に関する情報の収集・提供事業

公益財団法人日本豆類協会の助成を受けて、国産大豆の需給状況、産地における生産動向、実需段階での使用状況や品質評価等に関する情報を継続的に収集、整理・分析し、当該情報をインターネット等により、大豆の流通関係者、産地関係者、実需者、消費者等に広く提供する。

第5 産地生産基盤パワーアップ事業（基金事業）

本事業は、国からの交付金により基金管理団体に基金を造成し、これを用いて、国内の水田・畑作・野菜・果樹等の産地が計画的な収益力強化に取り組む際に必要となる高性能な農業機械・施設の導入等による高収益作物・栽培体系への転換及び農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再編・整備・改修等、さらにはたい肥の活用による土作りに係る経費等を助成することとしている。当協会は平成27年度補正予算事業から基金管理団体に選定され、基金造成を行い事業を実施してきたところであるが、令和8年度も、基金管理団体として、

- ① 基金の安全管理
- ② 都道府県が作成する事業実施方針の承認
- ③ ②の承認に当たっての地方農政局長等への協議
- ④ 都道府県への助成金の交付決定及び助成金の支払等を実施する。